

ご存知ですか？

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合の注意点！



問題 下図の広告例のうち、健康保険が適用になるのはいくつありますか？

正解 骨折、脱臼、打撲、ねんざのみ!!

〇〇〇鍼灸整骨院
保険治療

むくみ、肩こり、四十肩、五十肩、腰痛、坐骨神経痛、肘・膝関節痛、骨折、脱臼、打撲、ねんざ、スポーツでの筋肉疲労、交通事故等の後遺症のリハビリ


保険治療	初回	2回目	3回目以降
3割負担	950円	460円	370円



〇〇〇鍼灸整骨院
保険治療

むくみ、肩こり、四十肩、五十肩、腰痛、坐骨神経痛、肘・膝関節痛、**骨折**、**脱臼**、**打撲**、**ねんざ**、スポーツでの筋肉疲労、交通事故等の後遺症のリハビリ

この看板は広告の制限(柔道整復師法第24条)に違反しているよ!!



■ 柔道整復師の施術は正しく受けましょう

整骨院や接骨院で、柔道整復師の施術を受ける人が増えています。看板には「各種保険取扱」などと書かれていますが、どんな施術にも組合員証が使えるわけではありません。

組合員証が使える場合、使えない場合を確認しておきましょう。

組合員証等(保険証)が使える場合

- 外傷性のねんざ・打撲・肉離れの施術
- 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急措置で行う骨折・脱臼の施術
(応急処置後の施術には、医師の同意が必要です)

組合員証等(保険証)が使えない場合

- 日常生活における単なる疲労・肩こり・腰痛・筋肉痛など
- スポーツや部活動に伴う身体のケア
- 病気によるこりや痛み
- 脳疾患後遺症・リマウチなどの慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 過去の負傷等による後遺症によるもの
- 異なる患部へのついでマッサージ
- 医療機関(病院等)で治療中のもの
- 工作中や通勤途中におきた負傷(公務災害等)

施術を受けるときの 注意点

- 負傷の原因を正確に伝えましょう
- 医療機関(病院等)での治療と重複はできません
- 施術が長びくときは、医師の診察や検査を受けましょう
- 療養費支給申請書は自分でサイン(署名)しましょう
- 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう
- 領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう
- 交通事故など、第三者行為による施術の場合で組合員証等(保険証)を使用する場合は、必ず共済組合に連絡してください



* 施術内容を照会します *

組合員証等(保険証)を使用して施術を受けた場合、負傷原因や施術内容などについて照会させていただく場合があります。

今後、共済組合では専門業者に委託し、施術内容等の調査を強化します。これは、医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないかを確認するために行いますので、ご協力をお願いします。

● お問合せ先 ● 保健福祉課 医療係 TEL.0985-24-5283